

日本曹達グループ
サステナブル調達ガイドライン
Version. 1

2025 年 2 月 21 日
日本曹達株式会社

はじめに

日本曹達グループは、「新たな価値を化学の力で創造し、『社会への貢献』を通じ『企業価値の向上』を実現する。」をミッションとし、「企業価値の向上」と「社会価値の向上」を両輪に据えた経営を推進することで、持続的な成長の実現を目指しています。

持続的な成長の実現には、事業活動がサプライチェーン全体を通じて国際社会や地球環境に与える影響を適切に把握し、社会課題の解決に向けて積極的かつ戦略的に取り組むことが重要です。

この取り組みを推進するためには、サプライヤーの皆様との協働が欠かせないと考えています。皆様との建設的な対話を通じて、互いの理解を深め、信頼関係のさらなる構築を目指すため、当社グループの方針や価値観をまとめた「日本曹達グループ サステナブル調達ガイドライン」を策定しました。

サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインをご理解いただき、自社の事業活動に取り入れていただくとともに、さらなる改善に向けて取り組んでいただきますよう、ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは国連グローバル・コンパクトが提唱する「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野10原則に基づき構成しており、今後も社会要請の変化に応じて、適宜改訂していく予定です。

2025年2月21日

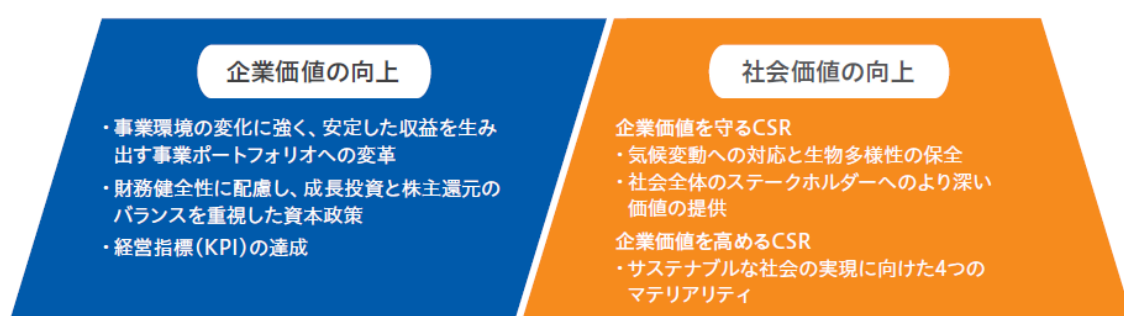
日本曹達株式会社

代表取締役社長 阿賀 英司

サステナビリティ方針

日本曹達グループは、化学の力で新たな価値を創造し、「社会への貢献」を通じ「企業価値の向上」を実現することをミッションとして、ステークホルダーと社会環境に求められる製品・サービスを通じて社会に貢献してまいります。

日本曹達グループのミッションと持続的成長の実現には、「企業価値の向上」と「社会価値の向上」を両輪に据えた経営の実践が重要であると考えています。そして、「社会価値の向上」を具体化するために、「企業価値を守る CSR」と「企業価値を高める CSR」という2つの取り組みを推進してまいります。



企業価値を守るCSR		企業価値を高めるCSR	
社会の信頼に応える企業組織として、「環境への取り組み」「社会活動」「ガバナンス」3つの主要課題に取り組みます。		持続可能な社会の実現に向け、「アグリカルチャー」「ヘルスケア」「環境」「ICT」4つの分野のマテリアリティに取り組みます。	
環境への取り組み	・気候変動問題に取り組みます ・生物多様性の保全に取り組みます	アグリカルチャー	食糧確保と持続可能な農業へ ・世界の食料供給への貢献 ・作物保護の多様化 ・農業生産の効率化・省力化
社会活動	・消費者、取引先、地域社会との対話を推進します ・ダイバーシティ、ワークライフバランス、キャリアプログラムを推進します ・株主・投資家との建設的な対話と適時・適切な情報開示を実施します	ヘルスケア	健康をすべての人へ ・製品の高機能化と製剤技術支援
ガバナンス	・コーポレート・ガバナンスの充実を図ります ・コンプライアンス経営を推進します	環境	健全な資源循環の実現へ ・水資源供給の安定化 ・廃棄物による環境負荷の低減 持続可能な植物保護へ ・貴重な松などを害虫から守る
※化学メーカーとしての当社グループのレスポンシブル・ケア活動(RC活動)が土台になります。		ICT	化学素材の機能性を情報電子機器へ ・人や環境にやさしい高機能材料の提供

日本曹達グループ サステナブル調達ガイドライン

1. 法令と企業倫理の遵守.....	1
2. 腐敗防止	1
3. 公正・公平な取引	1
4. 知的財産の保護.....	1
5. 情報セキュリティ	1
6. 紛争鉱物	2
7. 内部統制	2
8. 通報制度	2
9. インサイダー取引の禁止	2
10. 利益相反の禁止	2
11. 環境マネジメントシステム	3
12. 気候変動対策.....	3
13. 資源の有効活用	3
14. 化学物質管理.....	3
15. 大気・水・土壌の保全	3
16. 生物多様性の保全	4
17. 廃棄物削減	4
18. 品質・安全性の確保.....	4
19. 事業継続性の確保	4
20. ステークホルダーとの協働.....	4
21. 強制労働の禁止	5
22. 児童労働の禁止	5
23. 差別の禁止	5
24. ハラスメントの禁止.....	5
25. 団体交渉権の尊重	5
26. 適切な賃金と労働時間の管理	6
27. 安全衛生の確保.....	6
28. 社会・地域への貢献.....	6
29. プライバシーの保護.....	6

日本曹達グループ サステナブル調達ガイドライン

1. 法令と企業倫理の遵守

- (1) 全ての適用法令と企業倫理を遵守し、健全な購買活動に努めます。
- (2) 購買活動が法令や企業倫理に反する疑いが生じた場合には、速やかに是正し、再発防止と厳正な対処に努めます。

2. 腐敗防止

- (1) 贈収賄、汚職、反社会的勢力との関係を含む、あらゆる形態の腐敗を禁止します。
- (2) 国内外の公務員や政府関係者、取引先に対する不適切な利益供与や受領は行いません。

3. 公正・公平な取引

- (1) 購入先の選定時は、品質・価格・納期・技術力・安定供給などを公平に比較し、最適な取引先を決定します。
- (2) 優越的地位の濫用など、サプライヤーに不利益となるような行為は行いません。

4. 知的財産の保護

- (1) 第三者の知的財産権を尊重し、侵害する行為は行いません。
- (2) 会社の知的財産を適切に管理し、その権利の保全に努めます。

5. 情報セキュリティ

- (1) コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御策を講じて、自社および他社に被害を与えない様、管理に努めます。
- (2) 顧客や第三者から受領した機密情報を、故意に社外へ漏えいすること、および業務以外の目的に使用することを禁止します。

6. 紛争鉱物

- (1) 紛争および非人道的活動に関与のある鉱物や、紛争鉱物を含む原料を使用しないように努めます。
- (2) 紛争鉱物に関する情報を常に把握し、必要に応じて是正措置を講じます。

7. 内部統制

- (1) 業務の妥当性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守のため、内部統制の適切な運用推進を図ります。
- (2) 社会から信頼される企業活動を継続するために、C S R活動に努めます。

8. 通報制度

- (1) 不正行為や法令違反を早期に発見、是正するため、匿名性が保たれる内部通報制度を設置し、通報したことを理由とした不利益な取り扱いを行いません。
- (2) サプライチェーンにおいて不正行為や法令違反を未然に防止するためのシステム構築を目指します。

9. インサイダー取引の禁止

- (1) 未公開情報を知った場合、公表される前は当該会社の株式・社債の売買は行いません。
- (2) インサイダー取引防止に関する教育・啓発活動を実施します。

10. 利益相反の禁止

- (1) 会社と利害関係の対立を起こすような活動に関わりません。
- (2) 会社の許可なく、競争会社や取引先のために働かず、金銭上の関係は持ちません。

1 1. 環境マネジメントシステム

- (1) 環境マネジメントシステムを導入し、その継続的な改善に努めます。
- (2) 環境保全目標を設定し、定期的な見直しに努めます。

1 2. 気候変動対策

- (1) 温室効果ガス排出量を把握し、削減目標の設定、達成に取り組みます。
- (2) エネルギー効率向上と再生可能エネルギー利用を進め、温室効果ガス排出量削減を推進します。

1 3. 資源の有効活用

- (1) 環境意識向上と地球環境との共存のため、省資源・省エネルギー・リサイクルの向上を図ります。
- (2) 水資源の効率的な使用と適切な管理を行います。

1 4. 化学物質管理

- (1) 化学物質の適正な管理を行い、環境への影響を最小限に抑えます。
- (2) 化学物質管理の違反行為を発見した場合、速やかに行政機関へ報告し、是正します。

1 5. 大気・水・土壌の保全

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止に努めます。
- (2) 環境関連法規制を遵守し、必要な措置を講じます。

16. 生物多様性の保全

- (1) 事業活動と生物多様性との関係を把握し、生態系への影響を最小限に抑えるよう努めます。
- (2) 生物多様性に関連する条約・法令などを遵守し、必要な措置を講じます。

17. 廃棄物削減

- (1) 廃棄物の排出量削減、およびリサイクル化を推進し、最終処分量の削減を図ります。
- (2) 廃棄物管理に関する法令を遵守し、必要な措置を講じます。

18. 品質・安全性の確保

- (1) 常に製品の品質、安全性に留意し、製品安全に関する法令を遵守するとともに、より高度な安全性を目指します。
- (2) 製品の安全性に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認し、問題判明時は原因究明・再発防止のため、適切に対応します。

19. 事業継続性の確保

- (1) 自然災害など甚大な被害をもたらす危機が発生した場合を想定し、事業継続に向けた体制整備と対策を推進します。
- (2) 事業継続に関する施策を定期的に見直し、実効性の向上に向けて継続的な検討と改善を図ります。

20. ステークホルダーとの協働

- (1) 環境保全活動において、ステークホルダーとの対話と協働を推進します。
- (2) サプライチェーン全体での環境負荷低減に取り組みます。

2 1. 強制労働の禁止

- (1) あらゆる形態の強制労働を禁止し、従業員の自由意思を尊重します。
- (2) 身分証明書の預かりや、不当な移動の制限を行いません。

2 2. 児童労働の禁止

- (1) 最低就業年齢に満たない児童労働を禁止します。
- (2) 18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある業務に従事させません。

2 3. 差別の禁止

- (1) 雇用や処遇における差別をなくすとともに、個人の人格、個性を尊重し、ゆとりや豊かさを実感できる多様な人事・雇用システムの構築や労働条件の維持改善に努めます。
- (2) 出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、身体障がい、趣味などに基づく非合理的な差別は行いません。

2 4. ハラスメントの禁止

- (1) ハラスメント、または他人にハラスメントと受け取られるおそれのある行為を行いません。
- (2) ハラスメント防止に関する教育・啓発活動を定期的に実施します。

2 5. 団体交渉権の尊重

- (1) 団体交渉権に関する現地法令を遵守、尊重します。
- (2) 労働組合等の活動を妨げず、建設的な対話を通じて労使関係の向上を図ります。

2 6．適切な賃金と労働時間の管理

- (1) 法定最低賃金以上の賃金を支払い、生活賃金の確保に努めます。
- (2) 労働時間に関する法規制を遵守し、過度な長時間労働を防止します。

2 7．安全衛生の確保

- (1) 職場の安全衛生確保を最優先とし、業務上の安全・衛生に関する法令などを遵守します。
- (2) 安全衛生教育を定期的実施し、従業員の意識向上を図ります。

2 8．社会・地域への貢献

- (1) 地域社会の一員であることを認識し、社会貢献活動に積極的に参加し、社会の発展に寄与します。
- (2) 地域のステークホルダーとの対話を通じて、地域のニーズを把握し、適切に対応します。

2 9．プライバシーの保護

- (1) 業務上知り得た従業員の個人情報については、定められた利用目的のみ使用します。
- (2) 従業員の個人情報の収集、利用、提供などにおいて、適用法令を遵守します。